

2011年6月8日

法務省「第6回裁判員制度に関する検討会」レジュメ

「事件・事故・刑事裁判と報道」

一般社団法人「共同通信社」論説委員

土屋美明

▽ はじめに

- (1) 事件・事故・裁判の報道によって裁判員、補充裁判員に予断を抱かせることなく、「公正な裁判」と「報道の自由」の実現を目指すメディア側の指針や自主ルールが有効に機能しており、大きなトラブルは起きていません。
- (2) メディアに対する法的な対処を考える必要はないと考えます。

▽ 裁判員制度と報道の問題

(1) 予断の排除

刑事裁判への国民参加制度がある国々では、被告人に対する偏見に基づく裁判を回避し、中立で公正な裁判を確保する目的で制度が工夫されてきました。

(2) 海外の国民参加制度に見る報道への対応

タイプA. 事件報道・裁判報道を直接規制	イギリス (1981年裁判所侮辱法)
タイプB. 報道の規制はしない	アメリカ
タイプC. 事件報道・裁判報道の影響を重大視しない	フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデンなど

最高裁判所第8回「明日の裁判所を考える懇談会」配付資料 (2003年3月17日)

- (3) 司法制度改革推進本部「裁判員制度・刑事検討会」での議論
- (4) 法的規制を設けない裁判員法の成立

▽ メディア団体の自主ルール

(1) 日本新聞協会

「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」(2008年1月16日)

(2) 日本民間放送連盟

「裁判員制度下における事件報道について」(2008年1月17日)

(3) 日本雑誌協会

『裁判員制度』実施にともなう雑誌の事件報道に対する考え方(2008年1月22日)

▽ 各社のガイドライン

(1) 新聞

毎日新聞「裁判員制度と事件・事故報道に関するガイドライン」

(2008年12月22日付朝刊)

読売新聞社「取材報道指針」(2009年2月27日付朝刊)

朝日新聞社「取材・報道指針」(2009年3月22日付朝刊)

(2) 通信

共同通信社「事件報道のガイドライン」(2009年3月1日付朝刊から運用)

(3) 放送

NHK「裁判員制度開始にあたっての取材・放送ガイドライン」(2008年12月24日公表)

(4) ガイドラインその後

共同通信社の場合「社会記事を書くための基準集2010年版」(2010年5月)

「放送ニュースの手引 第8版」(2010年2月)

▽ 事件・事故・刑事裁判に関する報道

(1) 紙面、放送など報道の変化

(2) 最近の報道と課題

▽ 裁判員経験者の記者会見

(1) 記者会見の現状

(2) 裁判員、補充裁判員の守秘義務

(3) 今後の在り方

▽ 終わりに

2011年6月8日

法務省「第6回裁判員制度に関する検討会」
「事件・事故・刑事裁判と報道」の説明資料一覧

- 【資料1】「陪・参審制度と事件報道・裁判報道の在り方（諸外国の実情）」＝最高裁判所「明日の裁判所を考える懇談会（第8回）」配付資料（2003年3月17日）
- 【資料3】日本新聞協会「新聞倫理綱領」（2000年6月21日）
- 【資料4】日本新聞協会「裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針」（2008年1月16日）
- 【資料5】日本民間放送連盟・日本放送協会「放送倫理基本綱領」（1996年9月19日）
- 【資料6】日本民間放送連盟「裁判員制度下における事件報道について」（2008年1月17日）
- 【資料7】日本雑誌協会「雑誌編集倫理綱領」（1997年6月18日）
- 【資料8】日本雑誌協会「『裁判員制度』実施にともなう雑誌の事件報道に対する考え方」（2008年1月22日）
- 【資料13】NHK「裁判員制度開始にあたっての取材・放送ガイドライン」（2008年12月24日公表）
- 【資料19】メディア内部の意見交換＝「マスコミ倫理」2011年4月25日号
- 【資料20】裁判員経験者らの記者会見＝東京地裁文書（2009年6月12日）
- 【資料21】各地裁で起きたトラブル＝日本民間放送連盟作成（Journalism2011年2月号）

※資料2及び資料9から資料12，資料14から資料18については不掲載

陪審員・参審員と事件報道・裁判報道の在り方(諸外国の実情)

タイプ	該当する国名	陪審員・参審員	事件報道に対する規制	裁判報道に対する規制	陪審員・参審員が報道の影響を受けるのを回避するための措置	陪審員・参審員に対する取材の制限
タイプA 裁判の中立・公正を確保するため、事件報道・裁判報道そのものを厳格規制	イギリス カナダ オーストラリア	陪審	現在進行中の事件に關し、公正な裁判を要するおそれのある情報を報道すれば裁判所権威に問われる。 被告人の前科や悪性性についての報道、被告人が公判前にした自白の暴露、事件の評論に關するコメント・論評等は裁判所権威に当たる可能性がある。 陪審員が予断・偏見を抱き、公正な評決をすることができなくなると判断される場合、裁判官は、当該陪審員の一部又は全部を放免することがある。	公判の法廷で行われた手続についての公平で正確な報道は、原則として裁判所権威の対象にならない。 公正な裁判の確保という観点から次のような規制が及び得る。 ①特定の手続に關する報道が、当該手続又は将来の手続の公正な進行を妨げるおそれが高いと判断される場合に裁判所が発する報道禁止命令(イギリス) ②予断・偏見を抱き、公正な評決をすることができなくなると判断される場合、裁判官は、当該陪審員の一部又は全部を放免することがある。	陪審員が報道の影響を受けるのを回避するための措置 高橋の制度(イギリス)は理由付き忌避と専断的忌避とがあるが、当事者に質問権が認められていないことから、報道の影響を理由とする忌避は実質上困難。 裁判官の変更、陪審員の隔離等の制度はあるが、使われることはまれ。ただし、カナダでは、いったん陪審員が開始されると評決が出るまで帰宅を許さないのが原則。 報道により陪審員が予断・偏見を抱き、公正な評決をすることができなくなると判断される場合、裁判官は、当該陪審員の一部又は全部を放免することがある。	陪審員が評議内容を提示する行為及び陪審員に對して評議内容を尋ねる行為は、いずれも裁判所権威に当たる(評決の前後を問わない)、報道目的のみならず、學術研究目的によるインタビューも禁止される(イギリス、カナダ) 評決後における評議内容の開示や出版報道は、裁判所権威に当たらないといわれるが、近々、著名事件の評議内容が新聞で暴露されたこと、評決後の評議内容の公開を要する法改正が各州に広がっている(オーストラリア)
タイプB 報道の規制はしない。裁判の中立・公正は、予断・偏見を持ってしまった候補者を陪審員から除外することによって確保	アメリカ	陪審	事件報道に對する一般的な規制はない。 州によっては、法曹協会とメディアの間で公正な裁判を守るための協約が締結されているが、紳士協定に留まる) 裁判所には、被告人、代理人、目撃者等の事件関係者に対し、係争中の事件についてのコメントを禁止する命令(いわゆるGag Order)を出す権限が認められているが、報道機関に對して厳格的な報道制限命令を出す余地は極めて限定されている。	裁判報道に對する一般的な規制はない。 ①陪審員・弁護人と訴訟関係人に対するコメント禁止命令(いわゆるGag Order) ②手続の再開停止 ③報道制限命令 があり得るが、②、③の余地は極めて限定されている。	陪審員候補者に對する質問事項(Voir Dire)によって、予断・偏見を持つた者を陪審員から除外することができると考えられている。 報道に對しては忌避の理由にならないが、その結果公正な判断ができなくなると判断される場合には、忌避の理由となる。 理由付けを要する陪審員が認められなくても、専断的忌避が可能。 加劇した報道等の影響により、特定の日時場所では、中立・公正な陪審員を確保できないと考えられる場合には、 ①裁判官の変更 ②審理の延期 等の措置が採られることがある。 選任された陪審員に對しては、事件に關する報道を對し、関わりたりしないようにする義務が課される。また、陪審員の隔離が行われることもある。	陪審員は、公判中は、事件のことを話したり、議論したりしてはならない義務を負う。 公判終了後の議論はない。陪審員が手続に出演したり、手続を暴露した例もある。ただし、事件によって、主として評議の秘密を守る目的で、裁判官が陪審員に對し、評議の内容を口外しないよう命じる場合があるようである。 陪審員の個人情報の公開は、州によって、あるいは、裁判所によって様々。
タイプC 事件報道・裁判報道の影響を重大視しない	フランス ドイツ イタリア スウェーデン オーストラリア 等	陪審(ただしスウェーデン、デンマーク、オーストラリアは陪審併用)	一般的に、公正な裁判の確保という観点から報道規制は行われていない。 ただし、主として被告人・被害者の人権保護の観点から、 増悪性や刑罰についての論評及び半信半疑の放映等を法律で禁止している国(フランス)がある。 被告人の氏名等の公意が強えられている国(スウェーデン) 陪審又は当事者の申立により裁判所の判断で陪審員の氏名等の報道を禁止することができるとされている国(デンマーク等)はある。 これらが間接的に公正な裁判の確保(陪審員に与える予断・偏見の防止)に役立っている面はある。	規制はない。著名事件では、法廷の傍聴が連日報道され、新聞に對照を求めた記事が掲載されることもある。陪審員に對し報道を忌まないように注意が行われることも多い(フランス) 規制はない。報道に多少の問題があっても、職業裁判官の関与によって中和可能と考えられている(ドイツ) 刑事手続の結果に影響を与えるような裁判結果の予断・偏見を法律で禁止している国(オーストラリア)陪審併用国)もないわけではない。	陪審員は、評決時まで、事件に關し、他の陪審員及び裁判官以外の者と話してはならないとされ、その違反は放棄原因になるとされている。また、陪審員は、職務終了後も評議の秘密を漏らしてはならないとされている(フランス) 陪審員は、職業裁判官と同様の中絶義務を負う。その中絶義務は、職務期間終了後も解除されない(ドイツ) 評議の秘密を漏らす行為は、おおむね犯罪として処罰されるようである(フランス、イタリア、スウェーデン、デンマーク等)	

新聞倫理綱領

二〇〇〇（平成一二）年六月二二日制定

二一世紀を迎え、日本新聞協会の加盟社はあらためて新聞の使命を認識し、豊かで平和な未来のために力を尽くすことを誓い、新しい倫理綱領を定める。

国民の「知る権利」は民主主義社会をささえる普遍の原理である。この権利は、言論・表現の自由のもと、高い倫理意識を備え、あらゆる権力から独立したメディアが存在して初めて保障される。新聞はそれにもっともふさわしい担い手であり続けたい。

おびただしい量の情報が飛びかう社会では、なにが真実か、どれを選ぶべきか、的確で迅速な判断が強く求められている。新聞の責務は、正確で公正な記事と責任ある論評によってこうした要望にこたえ、公共的、文化的使命を果たすことである。

編集、制作、広告、販売などすべての新聞人は、その責務をまっとうするため、また読者との信頼関係をゆるぎないものにするため、言論・表現の自由を守り抜くと同時に、自らを厳しく律し、品格を重んじなければならない。

自由と責任 表現の自由は人間の基本的権利であり、新聞は報道・論評の完全な自由を有する。それだけに行使にあたっては重い責任を自覚し、公共の利益を害することのないよう、十分に配慮しなければならない。

正確と公正 新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない。記者個人の立場や信条に左右されてはならない。論評は世におもねらず、所信を貫くべきである。

独立と寛容 新聞は公正な言論のために独立を確保する。あらゆる勢力からの干渉を排するとともに、利用されないよう自戒しなければならない。他方、新聞は、自らと異なる意見であっても、正確・公正で責任ある言論には、すすんで紙面を提供する。

人権の尊重 新聞は人間の尊厳に最高の敬意を払い、個人の名譽を重んじプライバシーに配慮する。報道を誤ったときはすみやかに訂正し、正当な理由もなく相手の名譽を傷つけたと判断したときは、反論の機会を提供するなど、適切な措置を講じる。

品格と節度 公共的、文化的使命を果たすべき新聞は、いつでも、どこでも、だれもが、等しく読めるものでなければならない。記事、広告とも表現には品格を保つことが必要である。また、販売にあたっては節度と良識をもって人びとと接すべきである。

2008年1月16日

裁判員制度開始にあたっての取材・報道指針

日本新聞協会

重大な刑事裁判の審理に国民が参加する裁判員制度が2009年5月までに実施される。刑事司法の大きな転換期にあたり、日本新聞協会は、同制度下における取材・報道に関する指針をまとめた。我々は、本指針を踏まえて、公正な裁判と報道の自由の調和を図り、国民の知る権利に応じていく。

裁判員法の骨格を固める段階から、裁判の公正を妨げる行為を禁止する必要があるとして、事件に関する報道を規制するべきだという議論があった。これに対し我々は、そのような措置は表現・報道の自由を侵害し、民主主義社会の発展に逆行するもので到底認めることはできないと主張してきた。

刑事司法の目的のひとつは事案の真相を明らかにすることであり、この点において事件報道が目指すところと一致する。しかしながら、事件報道の目的・意義はそれにとどまるものではない。事件報道には、犯罪の背景を掘り下げ、社会の不安を解消したり危険情報を社会ですみやかに共有して再発防止策を探ったりすることと併せ、捜査当局や裁判手続きをチェックするという使命がある。被疑事実に関する認否、供述等によって明らかになる事件の経緯や動機、被疑者のプロフィール、識者の分析などは、こうした事件報道の目的を果たすうえで重要な要素を成している。

一方で、被疑者を犯人と決め付けるような報道は、将来の裁判員である国民に過度の予断を与える恐れがあるとの指摘もある。これまでも我々は、被疑者の権利を不当に侵害しない等の観点から、いわゆる犯人視報道をしないように心掛けてきたが、裁判員制度が始まるのを機に、改めて取材・報道の在り方について協議を重ね、以下の事項を確認した。

▽捜査段階の供述の報道にあたっては、供述とは、多くの場合、その一部が捜査当局や弁護士等を通じて間接的に伝えられるものであり、情報提供者の立場によって力点の置き方やニュアンスが異なること、時を追って変遷する例があることなどを念頭に、内容のすべてがそのまま真実であるとの印象を読者・視聴者に与えることのないよう記事の書き方等に十分配慮する。

▽被疑者の対人関係や成育歴等のプロフィールは、当該事件の本質や背景を理

解するうえで必要な範囲内で報じる。前科・前歴については、これまで同様、慎重に取り扱う。

▽事件に関する識者のコメントや分析は、被疑者が犯人であるとの印象を読者・視聴者に植え付けることのないよう十分留意する。

また、裁判員法には、裁判員等の個人情報の保護や、裁判員等に対する接触の規制、裁判員等の守秘義務などが定められている。我々は、裁判員等の職務の公正さや職務に対する信頼を確保しようという立法の趣旨を踏まえた対応をとる。

改めて言うまでもなく、公正な裁判はメディア側の取り組みのみによって保障されるものではない。裁判員等の選任手続き、裁判官による裁判員等への説示、検察官および弁護人の法廷活動、そして評議の場において、それぞれ適切な措置がとられることが何よりも肝要である。

加盟各社は、本指針を念頭に、それぞれの判断と責任において必要な努力をしていく。

以 上

放送倫理基本綱領

一九九六(平成八)年九月一九日制定

日本民間放送連盟と日本放送協会は、各放送局の放送基準の根本にある理念を確認し、放送に期待されている使命を達成する決意を新たにするために、この放送倫理基本綱領を定めた。

放送は、その活動を通じて、福祉の増進、文化の向上、教育・教養の進展、産業・経済の繁栄に役立ち、平和な社会の実現に寄与することを使命とする。

放送は、民主主義の精神にのっとり、放送の公共性を重んじ、法と秩序を守り、基本的人権を尊重し、国民の知る権利に応えて、言論・表現の自由を守る。

放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる。

放送は、意見の分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持しなければならない。

放送は、適正な言葉と映像を用いると同時に、品位ある表現を心掛けるようつとめる。また、万一、誤った表現があった場合、過ちをあらためることを恐れてはならない。

報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない。放送人は、放送に対する視聴者・国民の信頼を得るために、何者にも侵されない自主的・自律的な姿勢を堅持し、取材・制作の過程を適正に保つことにつとめる。

さらに、民間放送の場合は、その経営基盤を支える広告の内容が、真実を伝え、視聴者に役立つものであるように細心の注意を払うことも、民間放送の視聴者に対する重要な責務である。

放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになることを確信する。

2008年1月17日
 (社) 日本民間放送連盟

裁判員制度下における事件報道について

一般の国民が刑事裁判に参加し、裁判官と協働して審理を行う裁判員制度の実施にあたり、日本民間放送連盟は、公正で開かれた裁判の実現という観点から、あらためて事件報道のあり方について議論し、以下の考え方をまとめた。

民放連は1997年、日常の取材・報道活動の道標として「報道指針」を策定し、不断の努力を続けている。また、放送界の第三者機関・BPO（放送倫理・番組向上機構）の設けや、集団的過熱取材問題への対応など、自主自律機能の強化を図っている。

裁判員制度の実施にあたっては、こうした基本姿勢は変わるものではない。今回の議論を踏まえ、われわれの社会的責任を再確認することによって、「知る権利」に応える事件報道と、適正な刑事手続の保障との調和が図られると考える。

- (1) 事件報道にあたっては、被疑者・被告人の主張に耳を傾ける。
- (2) 一方的に社会的制裁を加えるような報道は避ける。
- (3) 事件の本質や背景を理解するうえで欠かせないと判断される情報を報じる際は、当事者の名誉・プライバシーを尊重する。
- (4) 多様な意見を考慮し、多角的な報道を心掛ける。
- (5) 予断を排し、その時々を事実をありのまま伝え、情報源秘匿の原則に反しない範囲で、情報の発信元を明らかにする。また、未確認の情報はその旨を明示する。
- (6) 裁判員については、裁判員法の趣旨を踏まえて取材・報道にあたる。検討すべき課題が生じた場合は裁判所と十分に協議する。
- (7) 国民が刑事裁判への理解を深めるために、刑事手続の原則について報道することに努める。
- (8) 公正で開かれた裁判であるかどうかの視点を常に意識し、取材・報道にあたる。

国民が参加する裁判員制度の下では、事件の真相解明とともに、司法判断に至る過程や理由が、裁判員が選ばれる母体である社会全体で共有されることが求められる。

こうした中、報道機関は、事件の背景や原因に迫り、伝えていく重い役割を担っていると考える。われわれは、社会が事件を直視し、社会が一体となって再発の防止を考える手がかりを提供することによって、視聴者・聴取者の期待に応えなければならない。

われわれ報道機関は、公共的使命と責任をいまあらためて自覚し、これからも幅広い観点から事件報道にあたることを、ここに確認する。

以上

雑誌編集倫理綱領

昭和三八年一〇月一六日制定

平成九年六月一八日改定

文化の向上と社会の発展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、国家、社会、及び基本的人権に及ぼす影響も大である。この社会的責任により、雑誌は高い倫理水準を保たなければならない。

われわれ雑誌編集者は、その自覚に基づいて次の指標を掲げ、自ら戒めてその実践に努め、編集倫理の向上を図るものとする。

1. 言論・報道の自由

雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない。

2. 人権と名誉の尊重

個人及び団体の名誉は、他の基本的人権とひとしく尊重され擁護されるべきものである。

(1) 真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。

(2) 社会的弱者については十分な配慮を必要とする。

(3) 人種・民族・宗教等に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現はあってはならない。

3. 法の尊重

憲法及び正当に制定された法は尊重されなければならない。

(1) 法及びその執行に対する批判は自由に行われる。

(2) 未成年者の扱いは十分慎重でなければならない。

(3) 記事の作成に当たっては、著作権等に関する諸権利を尊重する。

4. 社会風俗

社会の秩序や道徳を尊重するとともに、暴力の賛美を否定する。

(1) 児童の権利に関する条約の精神に則り、青少年の健全な育成に役立つ配慮がなされなければならない。

(2) 性に関する記事・写真・絵画等は、その表現と方法に十分配慮する。

(3) 殺人・暴力など残虐行為の誇大な表現はつつまなければならぬ。

また、犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する。

5. 品位

雑誌は、その文化的使命のゆえに高い品位を必要とする。雑誌編集者は、真に言論・報道の自由に値する品位の向上に努める義務のあることを確認する。

平成20年1月22日

社団法人 日本雑誌協会
編集委員会
委員長 上野 徹

「裁判員制度」実施にともなう雑誌の事件報道に対する考え方

来る2009年5月までの裁判員制度実施をひかえ、今回、日本新聞協会、日本民間放送連盟が、それぞれ実施にともなうガイドラインを公表しましたが、日本雑誌協会は、裁判員制度実施にあたって新たな事件報道のルール作りが必要だとは考えておりません。

日本雑誌協会はそれぞれの雑誌が自由な立場で自由な報道・言論をおこなうことを前提としている集まりです。もちろん文化の向上と社会の発展に寄与すべき雑誌の使命は重大であり、高い倫理水準を保たなければならないことはいうまでもありません。そのために我々は「雑誌編集倫理綱領」を定め、自らを戒めてその実践に努めております。

日本雑誌協会は裁判員制度の実施に際しても、「雑誌編集倫理綱領」に掲げている「言論・報道の自由」「人権と名誉の尊重」「法の尊重」に基づき、これまでどおり法の趣旨を十分理解して事件報道にあたることは当然のことと考えます。「綱領」に明記されているように「犯罪・事故報道における被疑者や被害者の扱いには十分注意する」ことは、改めてルール作りをするまでもなく当然の責務であります。

当協会は「裁判員制度の実施と事件報道のあり方の取り決め」そのものには、まだ多くの議論の余地があると考えており、今後は事件報道のあり方にいっそう意をつくすと同時に、裁判員制度そのもののあり方も注視してゆくつもりです。

以上

<経緯と今後の予定>

裁判員制度のもとでの取材・報道については、ことし11月に日本新聞協会が指針をまとめ、公正な裁判と報道の自由の調和を図る姿勢を明らかにしました。今回のガイドラインは新聞協会の指針をより具体化し、NHKの取材・放送に携わる職員向けにまとめました。

年明けから社会部で実行し、地方局の取材・制作現場に周知した上で、毎年春から全局的に実施する予定です。裁判員制度の施行後も取材・放送の実態に合わせて必要に応じて見直しをしていきます。

「裁判員制度開始にあたっての取材・放送ガイドライン」について

来年5月に始まる裁判員制度に向けて、NHKは事件報道などの指針となる「裁判員制度開始にあたっての取材・放送ガイドライン」を作成しました。

これは、逮捕された容疑者を犯人と断定するような報道をすると、将来裁判員になる可能性がある視聴者に先入観を与え、放送上の配慮を要する事項などを局内向けにまとめたものです。

<主な内容>

- ・逮捕された容疑者を犯人と決めつける報道をしない。ニュースの内容が虚偽であると判断することなく、対等な報道をめざすために、取材源秘匿の原則を守りながら以下の2つを基本姿勢とする。
 - ▼情報の出所をできる限り明示する
 - ▼容疑者側の主張をできる限り取材・放送する
- ・容疑者の経歴や家庭環境は、事件の背景・本質を理解するために必要かどうかを判断して報道する。
- ・専門家のコメントは容疑者を犯人と断定した言い方にならないよう注意する。
- ・テレビのニュース制作では
 - ▼ニュース番組の冒頭などで短く要約した内容を伝えるときは、元の原稿の趣旨と異ならないようにする。
 - ▼ニュースのタイトルや字幕スーパーも、容疑を断定した表現にならないよう注意する。
- ・映像の配慮としては
 - ▼容疑者の顔写真や映像は必要以上の回数や長さで使わないよう注意する。
 - ▼容疑者の悪質さをことさらに強調するような映像編集は避ける。
- ・インターネットなどテレビ以外のニュースでも、タイトルなどが断定的表現にならないようにする。
- ・裁判段階の取材では、裁判員の個人情報保護や顔触禁止、守秘義務などを定めた法の趣旨を十分に尊重する。

平成21年6月12日

司法記者クラブ加盟社 御中

東京地方裁判所長 池 田 修

裁判員経験者の記者会見について

当裁判所（以下「裁判所」という。）は、貴司法記者クラブ（以下「記者クラブ」という。）から、裁判員経験者の記者会見を記者クラブ主催のもと実施したい旨の連絡があったときは、別紙の要領により、下記のとおり取り扱うこととします。

なお、記者会見の実施状況により、下記の取扱いを変更し、又は停止することがあり得ますことを御承知おきください。

記

1 裁判員経験者の意向確認等

裁判所は、判決宣告後速やかに、裁判員経験者に対し、記者会見に出席するか否か（出席いただける場合は、氏名等の公表に差し支えがあるか否か）、及びカメラ取材（冒頭撮影）に応じるか否かについて、意向を確認する。

その際、裁判所は、裁判員経験者に対し、記者会見を実施する趣旨を説明し、また、評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らすことができないことについて注意を喚起する。

2 記者会見場所の提供等

裁判所は、1の意向確認の結果、記者会見の出席に同意する裁判員経験者がいるときは、その旨を総務課を通じて記者クラブの幹事社に伝え、かつ、裁判所内の適宜の場所を記者会見場所として提供する。

裁判員経験者の会見で裁判所による守秘義務違反判断・発言制止等の事例

発生日	地裁名	事 例
2009年 8月12日	さいたま地裁	会見で「裁判長の説論が皆さんの意見を代弁しているか？」の質問に対し、裁判員経験者が地裁職員に「言っていないですか」と確認し、職員は「守秘義務違反の可能性はある」と指摘。
9月9日	山口地裁	記者の「判決で保護処分を付けた感想は？」という質問に対し、地裁は「守秘義務違反にあたる」と放送しないよう要請。2時間半後に撤回し、2次会見を遅らせることになったと謝罪。
10月29日	富山地裁	「有罪を前提に話を進めたのか」との質問に、裁判員が「量刑が争点だと思って進めた」と答えた時点で、「評議の経過をたどることになる」と介入。地裁は、会見後、結果的に違反はなかったと謝罪。
11月6日	仙台地裁	「テレビや新聞の影響はあったか」との質問に、「評議の内容に触れる」と中止要請があったが、結局、6人が答え2人が答えなかった。地裁から「その質問は控えるように」と後日にも注意。
12月4日	岡山地裁	説論について「皆さんの気持ちが反映されているか」との質問に、地裁側が「守秘義務違反の恐れ」と発言。量刑判断が「妥当」の裁判員発言にも地裁は守秘義務違反を指摘。その後、撤回。
12月10日	横浜地裁 小田原支部	「量刑に大満足」との裁判員の発言に、守秘義務違反と地裁が指摘。
2010年 7月8日	広島地裁	裁判員経験者の会見で、「死刑はいやだと思った」「個人的には死刑はない方がいいと思った」と発言。地裁から「評議の守秘義務に触れるおそれがあるのでNG」と記者クラブに連絡がきた。

※ 民放連・裁判員制度ワーキンググループが各社の情報をもとに集約した一例。